

鈴木秀和議員からの一般質問

【リニア発生土置き場計画について】

○鈴木議員

昨年 5 月に瑞浪市大湫町の水枯れ問題を受けまして、J R 東海との交渉を一時停止した状況が 1 年半続いています。交渉の再開条件として、町は J R 東海に四つの申し入れをしています。一つ目、大湫で発生している事実関係を明らかにすること。二つ目、その原因を究明すること。三つ目、対策を報告すること。四つ目、事案発生時の連絡体制を改善すること、この 4 点です。県の環境影響評価審査会地盤委員会において、これまで 10 回の会議が開催され、事実関係、原因、対策等について一定の方向は出てきたことから、6 月 6 日の第 10 回会議で、委員長が J R 東海に対し、これまでの協議経緯を含めて今後の方針などを一旦報告書としてまとめるように宿題を出したところです。原因は概ね判明しましたが、根本問題の水位低下を止め、地下水を戻すことはほぼ不可能、つまり元には戻せませんというのが J R 東海の回答、姿勢であり、解決への道はまだ遠いという感じです。

今回の事案から、地下水が抜けたらほぼ元には戻せないということが明らかになったと思います。一応私は土木工学の出身で、友人にトンネル屋さんも何人かいます。彼らの話では、トンネルを掘って湧水が出た場合、その量によって違いますが、例えば水を逃がすための水抜き穴トンネルを別途掘るなど、ともかく本坑から水を逃がしながら掘り進めるのがトンネル屋の仕事であり、残念ながら地下水を元に戻すということは難しく、湧水が出ても影響の少ないルート、場所を選定するしかない、という回答でした。

少し古い話になりますが、東海道線、熱海と三島間の丹那トンネル工事で、丹那トンネル上の丹那盆地の地下水が抜け、稲作、わさび栽培に大きな影響が出ました。その後、地下水は戻らず、結局金銭補償という形で、酪農へ切り替えることとなった事例があります。このときの教訓としては、事前調査が不十分であったことから、その後は事前にできるだけ調査を行い、難工事が予想される場所は避け、地質に合った掘削工法を準備するようになったとのことです。

今回の大湫の事案でよく指摘されるのが、事前の調査をどこまで行ったのか、ということです。事が起きてから調べて、原因が判明しても後の祭りです。元に戻す対策は無く、最後は金銭的補償しかないということになります。

美佐野の場合、トンネル上の民家は少ないですが、ゴルフ場の井戸、あるいは重要湿地があり、地下水、表面水への影響が懸念されます。その点について、事前に調査を行い、納得できる説明を受けることがまずは重要であると思います。J R 東海は、美佐野の表面水は抜けませんと簡単に言いますが、どのような地質の地層がどこにどれくらいあって、そこが遮水となって表面水への影響はない、というような具体的、科学的説明はこれまでほとんどありません。

さて、町は J R 東海から先に述べた四つの申し入れ事項に対する回答、あるいは進捗など報告を受けているのでしょうか。審査会の状況等を踏まえ、J R 東海との協議再開について町長はどのように考えておられるのか、まず伺いたいと思います。

次に、発生土置き場計画についてです。改めてこの質問書に添付した二つの資料を見ていただきたいと思います。前回もお示ししましたが、1 点目は御嵩町がフォーラムの協議内容をまとめた資料、『重要湿地勉強会を踏まえ、置き場計画地は重要湿地の中に含まれる』と明記されています。2 点目、J R 東海の事後調査報告書（令和 4 年度版）です。『御嵩町フォーラムを進める中で、当社は発生土置き場計画地が環境省の選定する生物多様性の観点から、重要度の高い湿地、重要湿地に含まれることを認識した』と明記されています。重要湿地の範囲とかの議論ではなく、置き場計画地は重要湿地の中に含まれるということを御嵩町も J R 東海もフォーラムを通じて認識した、その上で、このように明記されたという事実を確認していただきたいと思います。置き場計画地 A、B は重要湿地の中に含まれるということを確認いただきたいと思います。

さて、環境基準を超える要対策土については、候補地 B は当然ながら、候補地 A についても持ち込みがあってはならないと町長から答弁をいただいておりますが、健全土について確認をしたいと思います。

まず 1 点目、美佐野坑口から出た発生土を坑口近くに置きたいというのはあくまで J R 東海のお願いであり、トンネル発生土を発生場所で処理しなければならないというルールも法律もないというのは、フォーラムの中で何度も確認されたものです。もちろん条件が整った上で協力することはあり得ますが、その判断はあくまで御嵩町側にあるということです。

2 点目に、トンネル建設発生土は廃棄物ではありませんので、原則、有効利用しなければならないということです。例えば、材料として適切であることを前提に、新庁舎計画地の盛土材料として使えば立派な有効活用です。今の計画は、候補地 A あるいは候補地 B の谷に単に盛土して埋めます、という内容であります。有効活用の観点は全くありません。単なる土捨て場であり、有効活用となっていない違反行為だと思っています。

ここで改めて質問を整理します。

一つ目、町が申し入れた交渉再開の条件である四つの事項に対する回答あるいは進捗状況などについて J R 東海から説明を受けていますか。一方、県の審査会の状況等を踏まえ、協議再開について、町長はどのように考えておられますか。

二つ目、提示した二つの書面から置き場計画地 A、B は重要湿地の中に含まれると御嵩町も J R 東海もフォーラムを通じて認識した、ということを確認いただきたいと思います。

三つ目、美佐野坑口から出た発生土を坑口近くに置きたいというのは、あくまで J R 東海のお願いであり、トンネル発生土を発生場所で処理しなければならないというルールも法律もない、ということです。

四つ目、トンネル建設発生土は廃棄物ではないので、原則有効利用しなければならないということです。

一つ目の申し入れに対する回答については、説明をお願いします。二つ目から四つ目、今申し上げた三つについては明らかな事実であるということですが、念のため確認していた

だきたい。そして、今後の J R 東海との発生土置き場に関する交渉の中で、この三つは基本事項であると思いますが、町長のお考えはいかがでしょう。

以上、よろしくお願いいたします。

○町長

質問の 1 点目についてお答えします。

町からの申し入れ事項に対し、J R 東海から回答、あるいは進捗の報告を受けているのかとのご質問ですが、現時点で町の申し入れに対する J R 東海からの返答は受けておりません。一方で、瑞浪市大湫町の水位低下事案に関する進捗状況は、県環境審査会場で J R 東海から逐一報告されております。そして、県審査会には、毎回町からも担当職員が傍聴に行っております。また、同様の状況報告を J R 東海からも受けております。瑞浪市大湫町の水位低下事案に関しましては、事実関係、原因究明について概ね明らかになりつつあると感じております。また、今後の事案発生時の連絡体制についても、J R 東海、県、沿線市町で同時に共有できる体制が整備されてまいりました。しかし、対策の面については、上水道への切り替えや代替井戸の確保など応急対策は進んでいるものの、トンネル内湧水を止め水位を戻す方策に関しては、未だ目途が立たない状況が続いております。県審査会としては、一度、今までの議論を踏まえた状況を整理し報告するように J R 東海に求めているところがあります。こういった現状であることを鑑みると、協議再開の判断については、もう少し県審査会における議論の行方を見定める必要があると考えております。

続いて、質問の 2 点目から 4 点目を踏まえた今後の置き場協議に臨む町の考え方についてお答えします。

まず、置き場候補地と重要湿地の関係性につきましては、今までの答弁の繰り返しになりますが、指定者である環境省が明確な範囲を指定していない以上、置き場候補地 A、B が重要湿地に含まれるのか否か、断言できないということでございますのでご理解いただきたいと思います。次に、発生土の処理につきましては、沿線自治体に共通する課題であります。トンネル発生土を坑口付近で処理しなければならないとの取り決めはないものの、本町も含めそれぞれの沿線自治体は、リニア中央新幹線建設促進岐阜県期成同盟会の一員として早期開通を目指し、事業を推進していく立場にもございます。そのため、自域内で発生した健全土の受入れ、或いは置き場の確保に向けた J R 東海への助力を重ねて進んでいるという現状でございます。議員からのご質問の中でも触れられておりましたとおり、新庁舎計画地への活用含め、現在の置き場候補地以外での実現性につきましては、J R 東海と本町、利害関係者との協議・合意一致により決定するものだと考えております。次に、建設発生土の有効活用についてお答えいたします。建設発生土は、資源有効利用促進法において「指定副産物」に定められ、再生資源としての利用促進に努めることが求められております。本町におきましても、発生土の活用候補地として J R 東海から岐阜県を通じて照会があったものに対し、現在の計画エリアを候補地として回答したことから今まで協議・検討が進められて

きたものであり、法律の趣旨に沿った再生資源としての利用促進が図られているものと考えております。本町としましては、沿線自治体としての責任感を持って課題に向き合い、昨年5月にお示しした、リニア発生土置き場計画に関する協議方針の実現に向け、今後のJ R東海との協議・交渉に臨んでまいりたいと考えております。

○鈴木議員

重要湿地についてですが、フォーラムを1年くらいずっとやってきたんですよ。相当の人がいろんなことを聞いておられるし経過もよく知っているんですけど、確かに環境省はエリアを定めていません。ただ、何となくの範囲としては、やはり木屋洞川と押山川に囲われた範囲の集水域も含めて、ハナノキなどの希少植物の生えている場所というような、ざっくりした感覚のエリアが定められていると。それを踏まえてですね、いろいろやってきた結果が、先ほど書面に示した通り、御嵩町の認識は、置き場計画地は重要湿地の中に含まれると明言されて、フォーラムをまとめられているわけです。ですから、確かに線はないんですが、置き場計画地はどうもそのあたりの重要湿地の中の一部だよね、ということは認めているということです。ここはぜひ、線がないから違うという話じゃなくて、線は無いんだけど、その中に含まれている、ということで。まさに町も認識している文書ですので、それは否定しないでいただきたい。

なぜこういうことを言うのかというと、結局、重要湿地であると考えて対策を考えるのか、重要湿地ではないと言って考えるのかによって、ずいぶんアクセスの仕方、プロセス、この入り方が違うと思うんですね。ですから、町としても、置き場計画地は重要湿地の中に含まれると明言されている以上、そのスタンスで臨んでいただきたいというのが一つ。

それからもう一点、これは質問ですが、先ほどJ R東海から審査会の報告等を受けているという話がありました。そういう報告を受けているということは、当然再開に向けての話も出てるんじゃないかなと思いますけど、それとこれは別だということですか。それとも、特に直接J R東海から大湫の進捗の話を聞かせてもらっていないということでしょうか。そこを確認させてください。

○町長

県で行われております審査会の報告ということで、我々町職員も傍聴しておりますけれども、J R東海の方からこの審査会の内容についてはご報告を受けております、ということでございます。その際に、再開の話であるとか、踏み込んだ協議の内容についての報告やサゼッションということは特にございません。以上です。

○鈴木議員

J R東海と全く接触がないというわけではなくて、今の大湫の事案についてJ R東海から報告を受けているということとはよく分かりました。実は明日、第11回の審査会があると

ということで、先ほど町長も言っておられた通り、前回の宿題、一旦まとめるようにということで、委員長がJR東海に言いましたので、JR東海からの回答が出てくると思いますが、それを踏まえてどうするかということになると思うんですけど、急ぎリニアを造らなければならないという背景がある中で、なんか慌ててないよねっていう感じが随分しますので何となく腑に落ちないところもあるんですけど、再開をしなければ、まずは置き場が決まらなければ、掘削も始まらないということだと思いますので、ちょっとその時間軸について、御嵩町が押し込まれないように、その辺はぜひ注意して交渉していただきたいなというふうに思っております。

それからもう一点、先ほど発生土が有効利用しなければならないということで、元々町が手を挙げた候補地であること、もちろんそれは分かっておりますが、当時はですね、実はまだ重要湿地とかっていう問題がないときに手を挙げた話ですので、その後に重要湿地が出てきた話ですから、そこはもう少し考えていただきたいなと思いますし、有効利用っていう意味からですね、あそこに盛土して何に使うんだという話は一切ないと思うんですけど、それでも有効利用っていう観点で、そういう認識でいらっしゃるのでしょうか。そのところ教えてください。

○町長

元々おっしゃる通り当初（活用を前提に）予定をしていく中で発生土の置き場としてこの予定地を計画していたものでございまして、その際も含めて、平場計画の中であくまでも将来を見据えた有効活用を図っていくということでこの位置を指定し、そのような計画で今進めているというふうに認識をしております。

○鈴木議員

確かに当時、ゴルフ場開発が頓挫し、そこを残土で綺麗にすることによって工業団地を意識した有効利用という点はあったと思うんですが、今は正直言って、A、B分かれていますし、随分状況は変わってきておりますので、そのままではとても有効利用しているということとは言えないと私は思ってます。

先ほどの3点、重要湿地であるかどうかという場所の問題、有効利用しなければならないという問題、発生土をその場に置かなければならない、という三つの条件は決して絶対的なものじゃありませんので、ぜひ、交渉の中でしっかりと御嵩町側の主張をしていっていただきたいと思います。

リニアについては、あちらこちらでいろんな問題が出ておりますが、御嵩町については交渉がストップしているということで、少し心配している面もありますので、先ほども申しましたが、御嵩町が悪いと言われぬように交渉を行っていただきたいと思います。以上です。